

愛知文教大学ガバナンス・コード  
〈初 版〉

学校法人足立学園

愛知文教大学

## 目 次

はじめに .....	P.1
第1章 自主性・自律性(特色ある運営)の尊重 .....	P.2
第2章 学校法人運営の基礎となる安定性・継続性の確保 .....	P.5
第3章 公共性・信頼性・透明性の担保 .....	P.8

## はじめに

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性として尊重され、個性豊かな教育活動や研究活動を行う機関として発展し、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

学校法人足立学園愛知文教大学は、「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」という建学の精神に基づき、教育理念・目的であるグローバル化の波にあってもが容易に社会的弱者になりうる現代社会において、その没落を防ぎ、一生を自立的に生き抜く強い心とそれを助ける社会力を備えた人材を育成することを通じ、社会の発展に寄与することとしています。

社会に開かれた大学を基本としての公共性及び公益性として、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育活動、研究活動、社会貢献活動の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。また、このガバナンス・コードを活用してガバナンスのあり方を恒常的に点検するとともに、その結果を広く社会に公表してステークホルダーの信頼維持に努めます。

その内容は、第1章 自主性・自律性(特色ある運営)の尊重、第2章 学校法人運営の基礎となる安定性・継続性の確保、第3章 公共性・信頼性・透明性の担保から構成されています。



## 第1章 自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

### 1-1 建学の精神・理念

学校法人足立学園は、昭和 2(1927)年に足立闇励(ぎんれい)が創設した稲沢高等女学校に端を発し、建学の精神を「質実有為で宗教的情操を身につけた真人の育成」としています。

創立者は、当時の社会的に弱い立場に立たされやすい女子に対して、仏教的教育により心の教養と実践的技能の習得することに主眼を置いた自立と幸福を目指すという理想を掲げて教育に尽力しました。この意志は、高等女学校から発展した愛知文教女子短期大学、平成 10(1998)年に開学した愛知文教大学や大学院にも開学以来一貫して継承されています。

### 1-2 建学の精神・理念に基づく人材像

「グローバル化の波にあって、だれでもが容易に社会的弱者になりうる現代社会において、その没落を防ぎ、一生を生き抜く強い心とそれを助ける社会力を兼ね備えた人材の育成」という大学の基本理念として本学に継承されています。

### 1-3 教育と研究目的

人文学部は、自他の文化に関する幅広くかつ深い理解にもとづく人文知の総合的な育成、実践英語、実践中国語の修得と母語の運用能力向上による真のコミュニケーション力の養成を教育目的としています。

大学院は、比較文化的視点、多文化共生的視点を基礎として広くアジア及び日本の文化を理解する高度な能力を持ち、今日の国際化、複雑化する社会の要請に応じることのできる人材を育成することを教育目的としています。

### 1-4 中期計画を通じた PDCA サイクルの機能強化

愛知文教大学は、自主的・自律的に中期計画を策定しており、自ら行う自己点検・評価や外部評価員による自己点検・評価、機関別認証評価を通じて明らかになった改善点をこの計画に盛り込み(P)、理事会・評議員会の承認を得た上でこの計画を実行し(D)、年度毎に達成状況の確認を行なった上で(C)、改革・改善に繋がります(A)。

〈事例〉

大学独自の外部評価委員による自己点検・評価の実施。

教育の質の保証として、令和元年度「私立大学等改革総合支援事業・タイプ 1」選定。

愛知文教大学は、引き続き、自ら行う自己点検・評価や外部評価員による自己点検・評価、機関別認証評価の結果、大学を取り巻く環境変化を踏まえ機敏に対応してまいります。また、教学、人事、財務及び施設等に関する事項を中期計画の立案、実行、見直し、改善の過程を大学全体として PDCA サイクルを機能させていきます。そして、大学の長期的な視点に立脚し、安定した大学運営のため協力・協働を基本にした全教職員(役員、教員、職員)の理解を図ります。

#### 1-5 教職員の専門性(FD 及び SD 活動)及び資質等の向上・強化

愛知文教大学は、自主的・自律的にファカルティ・ディベロップメント(FD)やスタッフ・ディベロップメント(SD)の活動に積極的に取り組むとともに、教授会の下に置かれている各種委員会には、事務職員も正式な委員として参画して協力・協働を実践しています。そして、教育活動・研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため適切な役割分担の下で、研究・研修の充実や授業の内容・方法の改善を図るため組織的・計画的に実施します。

〈事例〉

毎学期の FD 活動の一環としての授業公開と報告会の実施。

全教職員参加の SD 研修会の実施。

## 第 2 章 学校法人運営の基礎となる安定性・継続性の確保

### 2-1 安定的かつ持続可能な大学運営の維持と強化

愛知文教大学は、教育・研究及びその成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。その設置者である学校法人足立学園は、経営を強化し、安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。

学校法人足立学園は、役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築し、継続的に社会の発展に寄与し続けるため、安定的かつ持続可能な経営基盤を構築していきます。

学校法人足立学園の財務状況は健全であり、現況下で必要となる施設・設備投資はありません。また、借入金もなく、中期計画の目標策定通りに着実に実行し、経営基盤の維持・強化に努めています。

今後予想される大規模地震の発生に備えて防災計画の策定やマニュアルの整備等を行っています。また、2020年1月頃からの新型コロナウイルスに関連した感染症、昨今懸念されているサイバー攻撃等の発生も踏まえ、経営基盤に影響を及ぼしうるリスクに備えてリスクマネジメント体制、情報セキュリティの拡充を図るとともに、鋭意、事業継続計画の策定にも取り組んでいます。

### 2-2 理事会及び常任理事会、監事、評議員会の参画

#### 理事会

愛知文教大学の最高政策決定機関である理事会の決定事項は、寄附行為に明確に定められており、理事会における活発な議論を担保するため、外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)の登用、理事会の定期開催や常任理事会の毎月開催及び必要に応じた臨時理事会の開催、理事に対する十分かつ適時な情報提供及び報告並びに遺漏なき議事

録の整備・保管等を行なっています。また、理事長をはじめとする理事の選任・解任に係る手続き及び理事長に事故あるときの代理順位を寄附行為に明確に定めています。

#### 監事

監事の任用は、適正かつ有効な監査を担保するため、寄附行為に基づく選任手続きを行い、監査基準その他の監事の基本事項を明確にすると共に、最高政策決定機関である理事会に出席することを寄附行為に明確に定めています。理事会においては、学校法人足立学園の業務や財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、適時、情報提供及び遺漏なき報告をして、監査報告書の作成並びに充実した監事監査支援体制の下での監査法人、監事及び内部監査による三様監査等を行っています。また、監事は、改正された私立学校法に則り、諸事項を遵守し実施してまいります。

#### 評議員会

理事会での決定に先立って評議員会の意見を聴取しなければならない事項を寄附行為に明確に定めるとともに、評議員会における活発な議論を担保するため、引き続き、広範なステークホルダーを代表する外部有識者を積極的に登用し、評議員に対する十分かつ適時な情報提供、遺漏なき議事録の整備・保管等を行います。

#### 〈事例〉

愛知文教大学中期計画(第2期3年目、自己点検・評価結果の反映)。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、早期に学園から全学生へ支援金の支給決定。

### 2-3 教学マネジメント体制の構築

愛知文教大学は、継続的に社会の発展に寄与し続けるため、安定的かつ持続可能な教学マネジメント体制の構築に取り組んでいます。

法人本部と愛知文教大学のそれぞれの役割、権限及び責任を明確化し、チェック&バランスが有効に機能する実効的な協働体制の下で協力いたします。



学長が十分なリーダーシップを発揮することができるように、必要な学長補佐体制を整備しています。

建学の理念に基づき、時代や社会の変化等も勘案しながら、安定的かつ持続的に社会に有意な人材を育成することができるように、学修目標の具体化、体系的かつ組織的な教育課程の編成と実施等に鋭意取り組み、常に学生ファーストの視点を重視した教学マネジメント体制の確立に努めます。

〈事例〉

毎月開催の常任理事会及び学長室会議の開催。

原則、毎週開催の全教職員出席の木曜ミーティングでの意思統一と協力・協働。

学長主催の昼食会の開催。

### 第3章 公共性・信頼性・透明性の担保

#### 3-1 学生・保護者・同窓生・教職員など(ステークホルダー)からの信頼の維持

愛知文教大学は、これまでも三つの方針(三つポリシー)や教育研究目的等の明示、認証評価の結果を踏まえた改善、学生・保護者・同窓生・教職員などの存在を意識して、自ら透明性の確保に努めています。今後も、学生及び学費負担者をはじめとするステークホルダーに対し、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)並びに教育・研究目的等を明確に示した上で、教育の質の維持と向上を図るとともに、学修成果・教育成果の可視化にも取り組みます。

法令に基づいて定期的に認証評価を受審するとともに、この評価結果等を踏まえて不断の改善を図り、教育・研究水準のさらなる(教育の質)向上に努めます。

愛知文教大学は、社会に開かれた大学として社会貢献が大学の使命の一つであることを常に念頭に置き、本学の有する資源を活用して社会の発展と安定に貢献すべく、時代の要請等も踏まえて生涯学習の場を提供するなど教育・研究成果の還元に努めます。

ステークホルダーの一員でもある教職員が、愛知文教大学の基本方針や重要施策等に係る議論により積極的に関与することができる機会を増やすなどにより、教職員のこれら基本方針や重要施策等に対する理解と共有を促進するとともに、エンゲージメントのさらなる強化に努めます。

コンプライアンスの遵守に組織的に取り組むとともに、ハラスメントの防止に向けた方策を講じます。

#### 〈事例〉

愛知県小牧市との連携に関する覚書及び岐阜県羽島市との包括協定書の締結。

愛知県小牧市の学習チューター制度による小学校・中学校への学習支援。

愛知県小牧市の文化財啓発事業研究業務の受託。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いち早いリモート授業の開始とハイブリッド授業及び対面授業の実施。

### 3-2 積極的な情報公開とその維持

愛知文教大学は、日頃の教育・研究活動、社会貢献活動が公共性を有していることを常に意識し、ステークホルダーの信頼に支えられていることを理解し、その信頼に応えるための方策の一つとして、これまで通り、学校法人足立学園の事業報告書及び中期計画等を含む主要な情報を学内外に公表します。そして私立学校法や学校教育法施行規則をはじめとする法令で公表が義務付けられている情報については、ステークホルダーの情報公開や理解のしやすさも考慮しつつ、ホームページ等を通じて公表します。

ステークホルダーにとって有益なその他の情報についても、法令で公表が義務付けられていない情報も含め、法人及び大学の判断で積極的に公表し、ステークホルダーに対する説明責任を果たします。

〈事例〉

教育の基本情報及び教職課程の情報公表。

足立学園及び愛知文教大学の独自の情報公表。

以上